

令和2年度 財政援助団体等監査(1) 監査結果措置状況
 <<マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ
 (自然の家指定管理者) >>

| 監査結果の概要 | 措置内容 | 措置状況 |
|---|---|------------|
| <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 共同事業体協定書を締結すべきもの 共同事業体の構成団体間の責任分担等を確認するため、共同事業体協定書の提示を指定管理者に求めたところ、作成していないとのことであった。</p> <p>また、施設維持管理業務については、共同事業体の代表団体である(株)マックアースから構成団体である(株)東急コミュニティーへの管理委託契約が締結されていた。</p> <p>神戸市の「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」(平成29年7月神戸市教育委員会)では、「12 応募資格等について (1) 共同事業体での応募」で、「共同事業体を結成する場合は、応募時に「共同事業体結成届出書(★様式3)」を提出していただきます。また、指定管理者候補者の選定後速やかに、代表者の権限や構成団体間の責任分担等を明記した「共同事業体協定書」を締結し、協定書の写しを提出してください。」とされている。また、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4 応募要領作成にあたって特に留意が必要な事項 8.4.14 共同事業体の取り扱いに関する記載」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式を取る場合には、共同事業体内部での責任を明確に規定する必要があります。そのため、応募時に「共同事業体結成届出書」を提出させるとともに、指定議案の審査時まで「共同事業体協定書」を提出させる必要がありますので、その旨記載してください。」とされている。</p> <p>応募要領に基づき、共同事業体内部での責任分担等を明確に規定するため、共同事業体協定書を締結すべきである。</p> | <p>共同事業体協定書については、実地監査での指摘を受け、協定書の締結を行うよう神戸市所管局から指定管理者に指導し、令和2年11月11日付で神戸市に提出された。</p> <p>神戸市所管局においても、今後は手続き漏れが発生しないよう、業務改革課作成のマニュアルに基づき、指定管理者公募手続きのチェックリストを作成した。</p> | <p>措置済</p> |

| | | |
|---|--|------------|
| <p>また、神戸市所管局は、手続き漏れがないか確認できる仕組みを構築するとともに、指定管理者を指導すべきである。</p> | | |
| <p>②指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの</p> <p>指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、指定管理料収納口座を共同事業体の代表団体である(株)マックアース名義で作成していた。</p> <p>神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座(預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金)を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。</p> <p>以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したときに、口座に入金された指定管理料の帰属にリスクが生じる。</p> <p>共同事業体固有の財産と峻別するため、神戸市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。</p> | <p>指定管理者に対し、共同事業体名での口座を作成するよう神戸市所管局から申し伝えた。</p> <p>現在は、指定管理者において、共同事業体の名称を冠した口座の開設手続きを進めている。</p> <p>なお、今年度内に共同事業体の名称を冠した口座を設けるよう指定管理協定書にも記載する予定。</p> | <p>措置済</p> |

| | | |
|--|---|------------|
| <p>③決済用預金口座により資金管理をするべきもの</p> <p>指定管理業務で使用している銀行口座を確認したところ、決済用預金ではない口座があった。</p> <p>「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、指定管理者協定書においても、第6条第2項で「甲（神戸市）は、乙（指定管理者）が設け、予め甲に届け出た専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に、第5条第3項に規定する使用料返還金に係る費用を入金するものとする。」とされている。</p> <p>決済用預金口座により、資金管理をするべきである。</p> | <p>自然の家の指定管理業務で使用している4口座のうち、2口座が決済用預金口座ではなかったため、神戸市所管局から指定管理者に指導し、2口座とも決済用預金口座に変更済である。</p> | <p>措置済</p> |
| <p>④協定書の規定のとおりに事業報告書を提出し指定管理料の精算を行うべきもの</p> <p>指定管理者協定書第14条第2項によると、指定管理者は年度終了の翌月末日までに、事業報告書を神戸市に提出しなければならないとされている。</p> <p>これに基づき神戸市に提出された「2019年度神戸市立自然の家管理運営業務報告書」では、提出日の記載や神戸市が受理をした際の收受印がないため提出日の確認ができないが、神戸市所管局担当者によると、例年ゴールデンウィーク明けに提出されるとのことであった。指定管理料のうち、修繕費は指定管理者協定書第5条第2項に基づき精算する必要があるため、協定書どおり事業報告書を提出し精算を行うべきである。</p> | <p>令和2年度分以降の事業報告書については、協定書記載のとおり、年度終了の翌月末日となる4月末日までに提出するよう神戸市所管局から指定管理者に対し指導及び周知徹底を行った。</p> | <p>措置済</p> |
| <p>⑤備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>自然の家の備品台帳を確認したところ、令和元年度中に登録された備品はなかったが、備品に該当すると思われる物品の購入があった。</p> <p>（購入された物品）</p> | <p>スポットエアコン2台、ウインドエアコン1台については、協定書に則り、現在寄附の手続きを進めており、寄附手続きが完了次第、神戸市物品会計規則等に基づき備品登録を行う。</p> | <p>措置済</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・8月17日に小口現金で購入した「スポットエアコン（53,892円）」2台 ・8月27日に小口現金で購入した「ウインドエアコン（30,800円）」1台 <p>「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「8.4.21 備品の取り扱いに関する記載」のなかで、「指定管理者の負担において購入等を行ったものについては、市と指定管理者のいずれの帰属とするかを予め決定し、応募要領に記載してください。」とされている。また、「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」の「19 業務を行うにあたっての基本的事項（7）備品の取扱い」で、「指定管理者が修理、買い替え、または補充した備品のうち、施設の運営管理に必要な備品等については施設に付属するものであり、本市の所有となります。詳細については協定等で定めます。本市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとともに、指定期間終了の際には、確実に次期指定管理者に引き継いでください。」とされており、指定管理者協定書第12条第1項で「備品等が経年劣化等により業務の用に供することができなくなった場合、乙（指定管理者）は、甲（神戸市）との協議により、必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとする。指定管理者が指定管理料で購入した備品について、乙は甲との協議により、年度内に甲へ寄付するものとする。」とされている。</p> <p>指定管理者協定書第12条第1項で定められているとおり、神戸市と協議のうえ、購入した備品を神戸市へ寄付をし、神戸市物品会計規則等に基づき管理するべきである。</p> | | |
| <p>(2) 意見</p> <p>①業務報告書の記載事項について</p> <p>指定管理者協定書では、その第3条で、指定管理者が行う業務として、「施設の維持管理業務」、「施設の運営業務」、「野外活動への支援指導業務」、「給食等の提供業務」、「利便施設の運営業務」、「自主事業の企画・実施」、「その他市長が必要と</p> | | |

| | | |
|--|--|-----------------------|
| <p>認める業務」と規定している。</p> <p>また、第14条第2項では、事業報告書に記載する内容として、「自然の家の管理運営の実施状況及び利用状況」、「自然の家の施設ごとの使用料の収入実績」、「自然の家の施設ごとの管理に係る経費の収支状況」、「自然の家の自主事業に係る経費の収支状況」、「自然の家の保全状況(修繕実施状況を含む)」、「その他、協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項」と規定している。</p> <p>ア 給食等の提供業務の収支状況について</p> <p>「神戸市立自然の家指定管理者応募要領」(平成29年7月神戸市教育委員会)では、応募書類のうちの「収支予算書」について、「自然の家の管理運営業務」「給食等の提供業務」「自主事業」のそれぞれについて作成するよう求めており、それに基づき現指定管理者も応募の際に提出しているが、協定書第14条第2項で「給食等の提供業務の収支状況」とは明記されておらず、神戸市所管局も要求していないため事業報告書に記載されておらず、当該業務の収支状況が明らかでない。</p> <p>「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「12.2 事業報告書等 12.2.3 収支状況」で、「収支状況は、管理の実態を把握する上でも重要な情報です。そのため、指定管理業務及び自主事業に係る経費を区分経理するとともに、必要に応じて、指定管理業務や自主事業の区分のみでなく、事業別の収支を報告させるなど、管理運営の実態把握に努めてください。」と記載されている。</p> <p>神戸市所管局は、業務全体の実態を把握するため、「給食等の提供業務」についても収支状況の報告を求めるよう検討されたい。</p> <p>イ 報告が必要な情報の整理について</p> <p>協定書第14条第2項で規定されている「自然の家の施設ごとの使用料の収入実績」、「自然の家の施設ごとの管理に係る経費の収支状況」について、事業報告書に記載されていなかった。これについて、</p> | <p>ア 給食等提供業務の収支状況については、今指定期間の初年度である平成30年度に遡り、収支についての報告を受けた。</p> <p>今年度以降についても、給食等提供業務の収支状況について、毎年神戸市に報告を行うことで指定管理者の同意を得た。</p> <p>イ 報告が必要な情報について精査した結果、「自然の家の施設ごとの使用料の収入実績」については、報告を求めるが、「共通経費等の事業ごとにどのように按分するのか基準が明確ではない「施設ごとの管理に係る収支状況」については、記載</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> |
|--|--|-----------------------|

| | | |
|---|--|--|
| <p>指定管理者によると、神戸市所管局から記載を求められたことはないとのことであった。なお、自然の家全体の使用料の収入実績や管理に係る経費の収支状況については記載されていた。</p> <p>神戸市所管局は、報告が必要な情報を精査し、必要な情報だけを求めるよう協定書の規定を整理されたい。</p> | <p>を求めないこととした。これに伴い変更が必要となる協定書の項目についても、今年度内に変更を行う。</p> | |
|---|--|--|